

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗を新設したい旨の届出があったため、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに枚方市長に意見書を提出することができる。

令和5年11月8日

枚方市長 伏見 隆

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業
施設建築物新築工事（第3工区）
枚方市岡東町173番地の1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
京阪ホールディングス株式会社
枚方市岡東町173番地の1
代表取締役 石丸 昌宏
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
京阪ホールディングス株式会社
枚方市岡東町173番地の1
代表取締役 石丸 昌宏
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年7月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
16,730平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数
246台
- (7) 駐輪場の収容台数
478台
- (8) 荷さばき施設の面積
165平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量

38.2立方メートル

- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前7時

閉店時刻 午後11時

- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後11時30分まで

- (12) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

令和5年10月31日

3 縦覧場所等

- (1) 縦覧場所

枚方市観光にぎわい部商工振興課

- (2) 縦覧期間

令和5年11月8日から令和6年3月8日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

4 意見書の提出先

- ・持参の場合

枚方市観光にぎわい部商工振興課

- ・郵送の場合

〒573-8666

枚方市大垣内町二丁目1番20号

枚方市観光にぎわい部商工振興課